

里山辺地区地域自治支援交付金提案事業募集要項

1 目的

住民主体の地域づくりを推進するため、団体等が行う地域のさまざまな課題解決や魅力ある地域づくりの取組みに対して、予算の範囲内で交付金を支給します。

従来の交付金制度では支給対象者となりにくかったNPO・市民活動団体、若者の有志グループ等の活動を掘り起こし、多様な主体による地域づくりを推進するため、これらの団体による提案・事業に対して交付金を支給するものです。

2 募集の資格要件等

(1) 里山辺地区において下記のような地域活動に主体的に取り組む団体等。

- ・地域の問題・課題の解決や地域の活性化に関する活動
- ・住民の福祉向上に関する活動
- ・その他住民自治の向上に関する活動

(2) 従来の地域自治支援交付金(指定事業)の交付を受けていない団体であること。

(3) 政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又は公益を害する活動を目的としていない団体であること。

(4) 今後1年以上継続する活動が見込める団体であること。

3 支給対象経費

科目	対象経費
報償費	研修会、学習会等の講師謝礼(団体内の構成員への謝礼は除く。)
役務費	文書発送に係る郵便料金、HPの管理運営費、活動時の保険料
需用費	事務用品の購入費、草刈機等の燃料費、資料等の印刷製本費
使用料	行事等で利用する施設使用料
原材料費	看板等の作製のための材料購入費
備品購入費	地区で使用する防災備品

※当該団体における親睦のための飲食に要する食糧費は除く。

4 上限額

提案申請事業毎に上限10万円

5 補助期間

同一事業について最大 3 年間(毎年度の申込・審査及び申請が必要。審査により 2 年目以降の事業採択を行わない場合があります。)

6 募集期間及び申請方法

令和4年4月1日から令和4年5月6日

里山辺地区地域づくりセンターへ「地域自治支援交付金提案事業計画書」を提出

7 その他

- (1) 選定委員会を設け提案事業の内容を審査し、支給対象事業及び支給額を決定する。
- (2) その他必要な事項は、里山辺地区地域づくりセンターが決定する。

8 申込み先

松本市役所 住民自治局 里山辺地区地域づくりセンター

〒390-0221 松本市里山辺 2943-1

電話 0263-32-1077 FAX 0263-37-0640

電子メール satoyamabe-s@city.matsumoto.lg.jp